特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム
定款

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウムという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を山口県山口市阿知須１０１０２番地７に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、広く一般市民、特に聴覚障害のある子どもたち、障害者・高齢者及びその家族に対して、平時・災害時における情報保障の普及啓発、聴覚障害教育シンポジウムの開催、交流促進、介護、福祉等の相談支援、就労支援等を行うとともに、教育、医療、福祉の関係者や地域企業等が連携する機会を創出することで、地域福祉の向上と安心して暮らせる社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　子どもの健全育成を図る活動

(4)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業

(2)　介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業

(3)　日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業

(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(5)　教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業

(6)　その他目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上

(2) 監事　１人以上

２　理事のうち、１人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第 5 章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
（構成）
第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び予算並びにその変更
(5)　事業報告及び決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項
（開催）
第 24 条　通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第 25 条　総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　社員総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 48 条　この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

（臨機の措置）

第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

（公告の方法）

第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	金澤　真弓
副理事長	武田　智絵
理事	宮野　春美
理事	満田　理夫
理事	谷山　美香
監事	金澤　正一

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年９月 30 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年６月 30 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	（個人）入会金	0 円	年会費	3,000 円
		（団体）入会金	10,000 円	年会費	3,000 円
(2)	賛助会員	（個人）入会金	1,000 円	年会費	一口 3,000 円
		（団体）入会金	1,000 円	年会費	一口 10,000 円

役　員　名　簿

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

役職名	(ふりがな) 氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	かなざわ　まゆみ 金澤　真弓	[redacted]	無
副理事長	たけだ　ちえ 武田　智絵	[redacted]	無
理　事	みやの　はるみ 宮野　春美	[redacted]	無
理　事	みつた　まさお 満田　理夫	[redacted]	無
理　事	たにやま　みか 谷山　美香	[redacted]	無
監　事	かなざわ　しょういち 金澤　正一	[redacted]	無

設 立 趣 旨 書

１　趣　旨

日本の身体障害者福祉法に基づく聴覚障害者の認定者数は約３０～３６万人ですが、高齢化等による聞こえにくい人（難聴者）を含めると国内で約１，０００万～１，４００万人以上と推定されています。一方、聴覚障害児は大体１０００人に１人の割合で生まれると言われており、毎年どこかで聴覚障害児の育児・教育について悩みを抱え、情報を必要としている方がいるということです。

改正障害者差別解消法の施行により、２０２４年４月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、聴覚障害者との意思疎通における対応が強く求められているものの、職場や地域社会における情報保障（情報アクセシビリティ）の体制が十分に整っておらず、具体的な対応には依然として多くの課題が残っております。災害発生時には、聴覚障害のある方はサイレンや防災無線、避難呼びかけなどの音声情報を得にくく、避難の遅れや孤立が生じやすく、災害が頻発する昨今、上記課題の解決は急務と考えます。また聴覚障害児に関しては、インクルーシブ教育や通常学級での支援が広がる中、聴覚障害教育の専門的な知識や指導スキルを持つ教師の不足、地域格差が深刻に指摘されております。

そこで私たちは、聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業として、特に聴覚障害のある子どもたちが安心して学び、将来に希望を持って社会参加できる環境づくりを目指す聴覚障害教育シンポジウムを開催します。また平時及び災害時における情報保障について関係先に強く啓発し、時には被災地に赴き、現場の方々にどのような支援が必要かなどを情報提供して参ります。

一方で、日本における障害者の総数は、約１１６０万人にも上り、年々増加傾向にある障害者に対する国や地方公共団体の施策として、これまで法律の施行及び改正等行ってきましたが、障害者に対する介護は家族が中心であり、依然として家族の責任、負担はなかなか軽減されていない状況です。また、障害者の介護者の高齢化、障害者本人の高齢化も深刻な社会問題となっております。

しかし、行政のサービスが充分周知されていない、ニーズに合わない、役所の相談時間が限られているなど、その基盤整備にはまだまだ時間がかかることが見込まれます。

そこで私たちは、介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業、日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業を行い、ホームページやＳＮＳ等で情報発信を行うとともに、役所では対応できない夕方の時間や土日なども受け付ける相談窓口を設置、交流会を開催しその場で悩みの共有や相談支援ができる機会を提供します。また、相談後に個別の具体的なサポートは別の窓口にまた連絡しなければならないとなると非常に手間で相談している本人は疲れてしまうため、そういった問題を解決するために、

当法人で介護保険外サービスを実施し、福祉の増進を図ります。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業として、聴覚障害、知的障害など障害の特性を理解して実施する就労継続支援Ｂ型事業所を開設、運営することによって、就労意欲のある障害者の方々に対して、就労活動を継続的に行うことが出来る場所を提供し、就労能力の向上と、生活面での総合的な支援を通して、障害者の方々が地域社会に積極的に参加できる環境をつくって参ります。

加えて、教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業を行い、地域全体で支援する仕組みをつくるため、学校、企業、福祉団体、医療機関、行政、地域団体等に呼びかけ、ネットワークを構築するとともに、企業を通して多くの方々に情報提供や相談サポートができるよう取り組んで参ります。

開設にあたっては、事業所の開設や契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要であり、教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との連携体制を構築するためには積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウムを設立することにしました。

この法人は、広く一般市民、特に聴覚障害のある子どもたち、障害者・高齢者及びその家族に対して、平時・災害時における情報保障の普及啓発、聴覚障害教育シンポジウムの開催、交流促進、介護、福祉等の相談支援、就労支援等を行うとともに、教育、医療、福祉の関係者や地域企業等が連携する機会を創出することで、地域福祉の向上と安心して暮らせる社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

２　申請に至るまでの経過

令和８年８月１１日午後１時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款及び会費、令和８年度及び令和９年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和８年９月２５日午後８時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款及び会費、令和８年度及び令和９年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウムの設立を申請することとしました。

令和8年9月25日

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム
設立代表者　住所又は居所
[redacted]
氏名　　金澤　真弓

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和９年６月３０日まで

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

１　事業実施の方針

設立当初の事業年度は、事業実施に向けた体制の整備、ホームページの開設、関係機関との連携の構築、広報活動を積極的に実施するとともに、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

２　事業の実施に関する事項

（１）　特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業	聴覚障害教育シンポジウム（講演、トークショー、パネルディスカッション、事例発表、意見交換会など）を開催 聴覚障害がある方に向けて音や声の情報を目に見える形（手話や文字など）にかえて伝える情報保障や福祉用具等の体験会の企画や災害発生時の情報保障に関する研修会など企画	(A) 年１回 (B) 福岡県内の公共施設、商業施設その他会場 (C) １５人程度	(D) 聴覚障害児・者及びその家族、教育・医療・福祉関係者、それらに関心のある企業、地域住民等 (E) １５０人 ～ ３００人／回	365
	災害時には聴覚障害者や高齢者、要配慮者への情報保障を特に啓発し、情報提供や相談支援を行い、必要に応じて行政、社会福祉協議会、聴覚障害者団体、医療関係者等と連携した啓発及び情報提供を中心に支援活動を実施	(A) 随時 (B) 全国 (C) １～３人	(D) 災害発生地域の障害者や高齢者及びその家族、関係機関、地域住民等 (E) 不特定多数	

介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業	介護、福祉等に関するアンケートや事例収集による調査、研究及びホームページ、ＳＮＳ等による情報発信	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) １～３人	(D) 障害者、高齢者及びその家族、教育・医療・福祉関係者、その他一般市民 (E) 不特定多数	1,098
	介護に関する相談及び情報提供	(A) 通年 (B) 山口県内、法人事務所 (C) １～３人	(D) 障害者、高齢者及びその家族 (E) ２０人～１００人／年	
	聴覚障害者や高齢者及びその家族が教育や進路、日常生活について意見交流ができる場を提供	(A) 年２～３回 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) ３～１０人	(D) 障害者、高齢者及びその家族・支援者、その他福祉に関心のある一般市民 (E) １０人～２０人／回	
日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業	有料の介護保険外サービスとして、訪問、同行、状況確認等実施（施設選びや施設見学に関する相談・同行、退院後の生活準備に関する相談や地域の相談窓口情報の提供、定期訪問、継続的な相談支援）	(A) 通年 (B) 山口県内 (C) ３～５人	(D) 高齢者及びその家族 (E) １０人～２０人／月	516
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援Ｂ型事業所開業に向けた準備	(A) 平日 (B) 山口県内 (C) ３～５人	(D) 聴覚障害者、知的障害者、精神障害者 (E) １０人～１５人／月	0

教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	地域全体で障害、介護に関する問題解決のためのネットワーク構築 （学校、企業、福祉団体、医療機関、行政、地域団体等との連携を想定） 研修会、講演、情報提供等の協力、連携	(A) 通年 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) １～５人	(D) 障害者、高齢者及びその家族、関係機関、その他一般市民 (E)不特定多数	1,176
	企業パートナーシップ事業 企業の福利厚生の一環として、従業員及びその家族が介護について相談できる外部相談窓口を設置	(A) 通年 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) １～３人	(D) パートナー企業及びその従業員・家族 (E)１～５社、１００人～５００人／年	

令和９年度の事業計画書

令和９年７月１日から令和１０年６月３０日まで

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

１　事業実施の方針

令和９年度は、賛助会員１００人を目指し広報活動を積極的に行い、以下の事業を全国に広めることを視野に入れながら関係機関と連携し、確実に実施することを目指す。

２　事業の実施に関する事項

（１）　特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業	聴覚障害教育シンポジウム（講演、トークショー、パネルディスカッション、事例発表、意見交換会など）を開催 聴覚障害がある方に向けて音や声の情報を目に見える形（手話や文字など）にかえて伝える情報保障や福祉用具等の体験会の企画や災害発生時の情報保障に関する研修会など企画	(A) 年１～２回 (B) 福岡県内の公共施設、商業施設その他会場 (C) １５人程度	(D) 聴覚障害児・者及びその家族、教育・医療・福祉関係者、それらに関心のある企業、地域住民等 (E) １５０人～３００人／回	623
	災害時には聴覚障害者や高齢者、要配慮者への情報保障を特に啓発し、情報提供や相談支援を行い、必要に応じて行政、社会福祉協議会、聴覚障害者団体、医療関係者等と連携した啓発及び情報提供を中心に支援活動を実施	(A) 随時 (B) 全国 (C) １～３人	(D) 災害発生地域の障害者や高齢者及びその家族、関係機関、地域住民等 (E) 不特定多数	

介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業	介護、福祉等に関するアンケートや事例収集による調査、研究及びホームページ、ＳＮＳ等による情報発信	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) １～３人	(D) 障害者、高齢者及びその家族、教育・医療・福祉関係者、その他一般市民 (E) 不特定多数	2,184
	介護に関する相談及び情報提供	(A) 通年 (B) 山口県内、法人事務所 (C) １～３人	(D) 障害者、高齢者及びその家族 (E) ２０人～１００人／年	
	聴覚障害者や高齢者及びその家族が教育や進路、日常生活について意見交流ができる場を提供	(A) 年３～４回 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) ３～１０人	(D) 障害者、高齢者及びその家族・支援者、その他福祉に関心のある一般市民 (E) １０人～２０人／回	
日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業	有料の介護保険外サービスとして、訪問、同行、状況確認等実施（施設選びや施設見学に関する相談・同行、退院後の生活準備に関する相談や地域の相談窓口情報の提供、定期訪問、継続的な相談支援）	(A) 通年 (B) 山口県内 (C) ３～５人	(D) 高齢者及びその家族 (E) １０人～２０人／月	1,956
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援Ｂ型事業所の運営 職業訓練として、作業所内で主に内職活動（お菓子の箱詰めなど）を実施	(A) 平日 (B) 山口県内 (C) ３～５人	(D) 聴覚障害者、知的障害者、精神障害者 (E) １０人～１５人／月	16,228

教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	地域全体で障害、介護に関する問題解決のためのネットワーク構築 （学校、企業、福祉団体、医療機関、行政、地域団体等との連携を想定） 研修会、講演、情報提供等の協力、連携	(A) 通年 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) １～５人	(D) 障害者、高齢者及びその家族、関係機関、その他一般市民 (E) 不特定多数	4,706
	企業パートナーシップ事業 企業の福利厚生の一環として、従業員及びその家族が介護について相談できる外部相談窓口を設置	(A) 通年 (B) 山口県、福岡県、全国（オンライン） (C) １～３人	(D) パートナー企業及びその従業員・家族 (E) １～５社、１００人～５００人／年	

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和９年６月３０日まで

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	415,000	451,000	
2.事業収益			
聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業収益	0		
介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業収益	140,000		
日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業収益	900,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	0		
教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業収益	3,200,000	4,240,000	
3.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			4,691,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,346,000		
法定福利費	288,000		
人件費計	2,634,000		
(2) その他経費			
会議費	8,000		
旅費交通費	78,000		
通信運搬費	95,000		
広告宣伝費	33,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
会場費	100,000		
新聞図書費	5,000		
消耗品費	202,000		
その他経費計	521,000		
事業費計		3,155,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	900,000		
法定福利費	144,000		
人件費計	1,044,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	6,000		
通信運搬費	2,000		
広告宣伝費	150,000		
地代家賃	180,000		
水道光熱費	0		
支払手数料	5,000		
消耗品費	26,000		
その他経費計	373,000		
管理費計		1,417,000	
経常費用計			4,572,000
税引前当期正味財産増減額			119,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			49,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			49,000

設立当初の事業年度　活動予算書の注記

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

１．　重要な会計方針

　計算書類の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010 年７月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

２．　事業別損益の状況

（単位：円）

科目	聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業	介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業	日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益								
１．受取会費	0	0	0		0	0	451,000	451,000
２．事業収益	0	140,000	900,000	0	3,200,000	4,240,000	0	4,240,000
３．受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	0	140,000	900,000	0	3,200,000	4,240,000	451,000	4,691,000
Ⅱ　経常費用								
(1) 人件費								
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	150,000	900,000	396,000	0	900,000	2,346,000	900,000	3,246,000
法定福利費	0	144,000	0	0	144,000	288,000	144,000	432,000
人件費計	150,000	1,044,000	396,000	0	1,044,000	2,634,000	1,044,000	3,678,000
(2) その他経費								
会議費	2,000	2,000	2,000	0	2,000	8,000	4,000	12,000
利用者工賃	0	0	0	0	0	0	0	0
研修費	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	18,000	0	60,000	78,000	6,000	84,000
通信運搬費	5,000	30,000	30,000	0	30,000	95,000	2,000	97,000
広告宣伝費	3,000	10,000	10,000	0	10,000	33,000	150,000	183,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	180,000	180,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0
会場費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000
新聞図書費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000
消耗品費	100,000	12,000	60,000	0	30,000	202,000	26,000	228,000
その他経費計	215,000	54,000	120,000	0	132,000	521,000	373,000	894,000
経常費用計	365,000	1,098,000	516,000	0	1,176,000	3,155,000	1,417,000	4,572,000
当期経常増減額	-365,000	-958,000	384,000	0	2,024,000	1,085,000	-966,000	119,000

令和９年度　活動予算書

令和９年７月１日から令和１０年６月３０日まで

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	735,000	771,000	
2.事業収益			
聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業収益	0		
介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業収益	480,000		
日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業収益	2,400,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	19,008,000		
教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業収益	9,600,000	31,488,000	
3.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			32,259,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	17,844,000		
法定福利費	2,553,600		
人件費計	20,397,600		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
利用者工賃	1,620,000		
研修費	5,000		
旅費交通費	420,000		
通信運搬費	430,000		
広告宣伝費	136,000		
地代家賃	1,440,000		
水道光熱費	120,000		
会場費	200,000		
新聞図書費	15,000		
消耗品費	904,000		
その他経費計	5,300,000		
事業費計		25,697,600	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,800,000		
法定福利費	288,000		
人件費計	2,088,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	12,000		
通信運搬費	2,000		
広告宣伝費	24,000		
地代家賃	360,000		
水道光熱費	0		
支払手数料	360,000		
消耗品費	12,000		
その他経費計	774,000		
管理費計		2,862,000	
経常費用計			28,559,600
税引前当期正味財産増減額			3,699,400
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			3,629,400
前期繰越正味財産額			49,000
次期繰越正味財産額			3,678,400

令和９年度　活動予算書の注記

特定非営利活動法人ＫＩＫＯＥ教育シンポジウム

１．　重要な会計方針

　計算書類の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010 年７月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

２．　事業別損益の状況

（単位：円）

科目	聴覚障害教育及び平時・災害時における情報保障に関する調査、研究、啓発、情報発信並びに講演会、シンポジウム等の開催に関する事業	介護、福祉等の相談、情報提供、交流促進、啓発等の支援に関する事業	日常生活相談支援等の介護保険外サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	教育、医療、福祉等に関わる個人、団体等との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益								
１．受取会費	0	0	0		0	0	771,000	771,000
２．事業収益	0	480,000	2,400,000	19,008,000	9,600,000	31,488,000	0	31,488,000
３．受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	0	480,000	2,400,000	19,008,000	9,600,000	31,488,000	771,000	32,259,000
Ⅱ　経常費用								
(1) 人件費								
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	300,000	1,800,000	1,584,000	10,320,000	3,840,000	17,844,000	1,800,000	19,644,000
法定福利費	0	288,000	0	1,651,200	614,400	2,553,600	288,000	2,841,600
人件費計	300,000	2,088,000	1,584,000	11,971,200	4,454,400	20,397,600	2,088,000	22,485,600
(2) その他経費								
会議費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	4,000	14,000
利用者工賃	0	0	0	1,620,000	0	1,620,000	0	1,620,000
研修費	0	0	0	5,000	0	5,000	0	5,000
旅費交通費	0	0	180,000	120,000	120,000	420,000	12,000	432,000
通信運搬費	10,000	60,000	60,000	240,000	60,000	430,000	2,000	432,000
広告宣伝費	6,000	10,000	10,000	100,000	10,000	136,000	24,000	160,000
地代家賃	0	0	0	1,440,000	0	1,440,000	360,000	1,800,000
水道光熱費	0	0	0	120,000	0	120,000	0	120,000
会場費	200,000	0	0	0	0	200,000	0	200,000
新聞図書費	5,000	0	0	10,000	0	15,000	0	15,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	360,000	360,000
消耗品費	100,000	24,000	120,000	600,000	60,000	904,000	12,000	916,000
その他経費計	323,000	96,000	372,000	4,257,000	252,000	5,300,000	774,000	6,074,000
経常費用計	623,000	2,184,000	1,956,000	16,228,200	4,706,400	25,697,600	2,862,000	28,559,600
当期経常増減額	-623,000	-1,704,000	444,000	2,779,800	4,893,600	5,790,400	-2,091,000	3,699,400